

事務連絡  
令和元年12月23日

各都道府県・政令市住宅担当部 御中

国土交通省住宅局住宅総合整備課

### 公営住宅における家賃の滞納が生じている者への対応について

公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）における家賃の滞納が生じている者への対応については、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）において、「家賃の滞納が生じている者への対応については、適切な対応が講じられるよう、入居者の収入状況の報告の請求等（34条）の活用事例を含め、各地方公共団体における取組事例を調査し、地方公共団体に2019年中に周知する。」とされました。

この対応方針を受け、公営住宅事業主体に対して、公営住宅における家賃滞納が生じている者に対する取組事例調査を行ったところです。

については、別添1のとおり、公営住宅における家賃滞納が生じている者に対する取組事例調査の結果概要を送付するとともに、別添2のとおり、収入状況の把握が困難である退去済みの家賃滞納者に対する取組事例について送付いたしますので、各事業主体においては、これらを参考に、あらかじめ内部規則等により家賃滞納者への対応方針を策定するなど、引き続き公営住宅の適正な管理に努めていただきますようお願いいたします。

なお、家賃滞納者に対しては、入居中に的確な対応をとることが望ましく、その留意点について、「公営住宅管理の適正な執行について」（平成30年2月23日付け国住備第180号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知）において示しておりますので参考にしてください。

また、本通知については、貴管内の事業主体に対しても周知されるようお願いいたします。